

# 自賠責共済規程の一部変更について

平成 20年 1 月

## 自動車損害賠償責任共済事業規約の一部変更

### (1) 変更理由

平成20年4月1日に施行される消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律により、消費生活協同組合法において、共済募集に関する規制が整備されるとともに、「組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行うものであって、当該組合の役員又は使用人でないもの」が「共済代理店」として明確に位置付けられ（同法第12条の2第3項）、また、自動車損害賠償保障法第30条において、消費生活協同組合が責任共済に関する代理店契約を締結することが可能となった。

このため、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）の共済事業規約について、その改正に対応した変更を行うとともに、全労済及び日本再共済生活協同組合連合会（日本再共済連）の共済事業規約について、消費生活協同組合法の改正にともなう規定の整備等の必要な規定の整備を行う必要がある。

### (2) 変更内容

全労済及び日本再共済連の共済事業規約について、以下の変更を行う。

#### 共済代理店に関する事業規約の追加

全労済において、共済代理店を設置し、これと責任共済に関する代理店契約を締結することから、共済事業規約に共済代理店に関する規定を追加（全労済）

#### 上記 以外の規定の整備

(イ) 消費生活協同組合法の改正にともなう関係規定の整備（全労済および日本再共済連共通）

(ロ) その他、損保各社およびJA等の共済組合との整合性をはかる等の必要な規定の整備（全労済および日本再共済連共通）

## 自動車損害賠償責任共済事業規約改定案（新旧対照条文）

新 条 文	旧 条 文
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済契約者及び被共済者の範囲）</p> <p>第4条 共済契約者は、この会の会員の組合員とする。ただし、<u>生協法第12条第3項第1号</u>に定める場合に限り、当該共済契約の共済期間の末日までの間、組合員以外の者を共済契約者とすることができる。</p> <p>2 被共済者は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」という。）に記載されている自動車の保有者及びその運転者とする。</p> <p>（共済代理店の設置及び権限）</p> <p>第4条の2 <u>この会は、生協法第12条の2第3項に定める共済代理店を設置することができる。</u></p> <p><u>2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</u></p> <p>（1）共済契約の締結の代理又は媒介</p> <p>（2）共済掛金の収受に関する業務</p> <p>（3）その他この会が定めた事項に関する業務</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済責任の再共済）</p> <p>第7条 この会は、共済契約により負う共済責任のすべてを再共済契約により<u>日本再共済生活協同組合連合会</u>に再共済する。</p> <p>2 この会は、前項の再共済契約をするときは、「自動車損害賠償責任共済再共済契約書」によって行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済証明書等の交付）</p> <p>第14条 この会は、共済掛金を収納したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）原動機付自転車又は締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について共済証明書を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の<u>5</u>に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済契約者及び被共済者の範囲）</p> <p>第4条 共済契約者は、この会の会員の組合員とする。ただし、<u>生協規則第2条</u>に定める場合に限り、当該共済契約の共済期間の末日までの間、組合員以外の者を共済契約者とすることができる。</p> <p>2 被共済者は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」という。）に記載されている自動車の保有者及びその運転者とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済責任の再共済）</p> <p>第7条 この会は、共済契約により負う共済責任のすべてを再共済契約により<u>全国労働者共済生活協同組合再共済連合会</u>に再共済する。</p> <p>2 この会は、前項の再共済契約をするときは、「自動車損害賠償責任共済再共済契約書」によって行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済証明書等の交付）</p> <p>第14条 この会は、共済掛金を収納したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）原動機付自転車又は締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について共済証明書を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の<u>3</u>に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p>

新 条 文	旧 条 文
<p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、取扱規定集に定める書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</p> <p>(1) 法第20条各号に掲げる事項を変更した場合</p> <p>(2) 被共済自動車<del>が</del>法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(3) <u>生協法第12条第3項第1号の規定(以下「員外利用」という。)に該当することとなった場合又は、被共済自動車を員外利用に該当する者に譲渡した場合</u></p> <p>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</p> <p>(5) 当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、取扱規定集に定める書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</p> <p>(1) 法第20条各号に掲げる事項を変更した場合</p> <p>(2) 被共済自動車<del>が</del>法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(3) 生協規則第2条各号に規定する場合又は同条各号に該当する者に被共済自動車を譲渡した場合</p> <p>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</p> <p>(5) 当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>
<p>第37条 削除</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>(業務及び権限の範囲)</p> <p>第37条 この会は、この規約の定めるところに従い、次の業務及び権限の範囲内で自賠責事業を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>この会の定款第5条に規定する主たる事務所である本部(以下「本部」という。)は、共済契約の締結又は解除、共済掛金の収受又は返還、共済掛金領収証、共済証書、共済証明書及び共済標章の発行、損害の調査、支払共済金の決定および支払その他共済契約等に関する業務を行い、かつ、この会が設置する支部を監督する。</u></p> <p>(2) <u>支部は、当該各区域内において、共済契約の締結又は解除、共済掛金の収受又は返還、共済掛金領収証、共済証明書および共済標章の発行、損害の調査、支払共済金の決定および支払その他共済契約等に関する業務を行い、かつ、当該各区域内の支所等事務所(以下「支所等事務所」という。)を監督する。</u></p> <p>(3) <u>支所等事務所は、前号に掲げる業務のうち、共済契約の締結、共済掛金の収受又は返還、共済掛金領収証、共済証明書および共済標章の発行に関する一切の業務を行う。</u></p> <p>2 <u>前項各号に規定する本部、支部および支所等事務所の所在地等は、別に定める「自動車損害賠償責任共済事務所一覧」による。</u></p> <p>3 <u>この会は、次条の規定により、自賠責共済事業の業務の一部を他の組織に委託することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

新 条 文	旧 条 文
<p style="text-align: center;">付 則(平成 20 年 1 月 × × 日総会議決)</p> <p>( 施行期日 )</p> <p>1 この規約の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>( 通知義務 )</p> <p>第14条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくこの会が定める書面によりその旨をこの会に通知しなければなりません。</p> <p>この場合において、第 1 号から第 4 号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載の請求をしなければなりません。</p> <p>(1) 法第 20 条各号に掲げる事項を変更した場合。</p> <p>(2) 被共済自動車<del>が</del>法第 10 条に規定する自動車となった場合。</p> <p>(3) <u>消費生活協同組合法第 12 条第 3 項第 1 号の規定（以下「員外利用」といいます。）に該当することとなった場合または、被共済自動車を員外利用に該当する者に譲渡した場合。</u></p> <p>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合。</p> <p>(5) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>( 通知義務 )</p> <p>第14条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくこの会が定める書面によりその旨をこの会に通知しなければなりません。</p> <p>この場合において、第 1 号から第 4 号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載の請求をしなければなりません。</p> <p>(1) 法第 20 条各号に掲げる事項を変更した場合。</p> <p>(2) 被共済自動車<del>が</del>法第 10 条に規定する自動車となった場合。</p> <p>(3) <u>員外利用（消費生活協同組合法施行規則第 2 条各号に該当する場合。以下「員外利用」といいます。）となった場合または、被共済自動車を員外利用となる他人に譲渡した場合。</u></p> <p>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合。</p> <p>(5) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>

自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約改定案（新・旧対照条文）

新 条 文	旧 条 文
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済契約者及び被共済者の範囲）</p> <p>第4条 共済契約者は、この会の会員の組合員とする。ただし、<u>生協法第12条第3項第1号</u>に定める場合に限り、当該共済契約の共済期間の末日までの間、組合員以外の者を共済契約者とすることができる。</p> <p>2 被共済者は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」という。）に記載されている自動車の保有者及びその運転者とする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済証明書等の交付）</p> <p>第14条 この会は、共済掛金を収納したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）原動機付自転車又は締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について共済証明書を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の5に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（通知義務）</p> <p>第26条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、取扱規定集に定める書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</p> <p>（1）法第20条各号に掲げる事項を変更した場合</p> <p>（2）被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>（3）<u>生協法第12条第3項第1号の規定（以下「員外利用」という。）に該当することとなった場合又は、被共済自動車を員外利用に該当する者に譲渡した場合。</u></p> <p>（4）その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</p> <p>（5）当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済契約者及び被共済者の範囲）</p> <p>第4条 共済契約者は、この会の会員の組合員とする。ただし、<u>生協規則第2条</u>に定める場合に限り、当該共済契約の共済期間の末日までの間、組合員以外の者を共済契約者とすることができる。</p> <p>2 被共済者は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」という。）に記載されている自動車の保有者及びその運転者とする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（共済証明書等の交付）</p> <p>第14条 この会は、共済掛金を収納したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）原動機付自転車又は締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について共済証明書を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の3に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>（通知義務）</p> <p>第26条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、取扱規定集に定める書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</p> <p>（1）法第20条各号に掲げる事項を変更した場合</p> <p>（2）被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>（3）<u>生協規則第2条各号に規定する場合又は同条各号に該当する者に被共済自動車を譲渡した場合</u></p> <p>（4）その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</p> <p>（5）当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</p>

新 条 文	旧 条 文
<p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="text-align: center;">付 則(平成 20 年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この規約の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 損 害 賠 償 責 任 共 済 約 款</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(通知義務)</p> <p>第14条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくこの会が定める書面によりその旨をこの会に通知しなければなりません。</p> <p>この場合において、第 1 号から第 4 号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載の請求をしなければなりません。</p> <p>(1) 法第 20 条各号に掲げる事項を変更した場合</p> <p>(2) 被共済自動車<del>が</del>法第 10 条に規定する自動車となった場合</p> <p>(3) <u>消費生活協同組合法第 12 条第 3 項第 1 号の規定(以下「員外利用」といいます。)に該当することとなった場合または、被共済自動車を員外利用に該当する者に譲渡した場合。</u></p> <p>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合。</p> <p>(5) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">省 略</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 損 害 賠 償 責 任 共 済 約 款</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>(通知義務)</p> <p>第14条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくこの会が定める書面によりその旨をこの会に通知しなければなりません。</p> <p>この場合において、第 1 号から第 4 号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載の請求をしなければなりません。</p> <p>(1) 法第 20 条各号に掲げる事項を変更した場合。</p> <p>(2) 被共済自動車<del>が</del>法第 10 条に規定する自動車となった場合。</p> <p>(3) <u>員外利用(消費生活協同組合法施行規則第 2 条各号に該当する場合。以下「員外利用」といいます。)となった場合または、被共済自動車を員外利用となる他人に譲渡した場合。</u></p> <p>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合。</p> <p>(5) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>